

許可番号第 6610004128 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

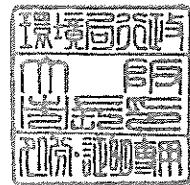
住 所 富山県魚津市大字大海寺野村 1181 番地

氏 名 株式会社アイザック

代表取締役 石崎 大善

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 吉村 洋文



許 可 の 年 月 日 平成30年 8月 3日

許可の有効年月日 平成35年 8月 2日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

1. 燃え殻	4. 廃酸	7. 木くず	10. 鉱さい
2. 汚泥	5. 廃アルカリ	8. 金属くず	11. がれき類
3. 廃油	6. 廃プラスチック類	9. ガラスくず	12. ばいじん
水銀使用製品産業廃棄物を除く、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む 以上 12 種類			

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所 在 地： 大阪市大正区鶴町5丁目6番52号

(2) 面 積： 123 m²

(3) 保 管 上 限： 279 m³

(4) 積み上げ高さ： 2.7m

(5) 産業廃棄物の種類： 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（水銀使用製品産業廃棄物を除く、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 8月 3日 当初許可

平成30年 8月 22日 変更届出（面積及び保管上限の変更）

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号第 6660004128 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

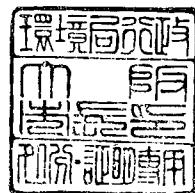
住 所 富山県魚津市大字大海寺野村 1181 番地

氏 名 株式会社アイザック

代表取締役 石崎 大善

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 吉村 洋文



許 可 の 年 月 日 平成 30 年 8 月 3 日

許可の有効年月日 平成 35 年 8 月 2 日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

特別管理産業廃棄物の種類：

- | | | | |
|--------|-------|----------|---------|
| 1. 燃え殻 | 3. 廃油 | 5. 廃アルカリ | 7. ばいじん |
| 2. 汚泥 | 4. 廃酸 | 6. 鉱さい | 以上 7 種類 |

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所 在 地： 大阪市大正区鶴町5丁目6番52号

(2) 面 積： 82.6 m²

(3) 保 管 上 限： 196 m³

(4) 積み上げ高さ： 2.7 m

(5) 特別管理産業廃棄物の種類： 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 30 年 8 月 3 日 当初許可

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無